

# 青森県報

号外第九十七号

平成十七年  
十一月三十日  
(水曜日)

## 目 次

### 条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…	(人事課) … 二
青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例 の一部を改正する条例…	( ) … 二
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…	( ) … 三
青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例	( ) … 三

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十九号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十号

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和三十八年十二月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第八十一号

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「三十万七千九百円」を「三十万六千九百円」に改め、同項第二号中「五万二百円」を「五万円」に改める。

第八条第三項中「一万三千五百円」を「一万三千元」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「加算した額に」の下に「六月に支給する場合においては」を、「百分の九十」の下に「十二月に支給する場合においては百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十五）」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場

合においては「を、」百分の四十五」の下に「十二月に支給する場合においては百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）」を加える。

第十九条の五第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改め、同条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に、「百分の九十五」を「百分の百」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

折込 1



折込 2





## 別表第三（第三条関係）

## 海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務級の 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 249,600	円 299,800	円 327,300
	2	160,900	213,700	258,300	313,200	338,500
	3	170,200	222,000	267,300	325,900	349,700
	4	179,600	230,500	277,300	336,900	360,800
	5	189,300	238,100	290,700	348,000	371,900
	6	199,500	245,700	304,000	359,000	382,700
	7	210,100	253,100	316,600	370,000	396,400
	8	216,400	260,000	325,000	380,800	410,000
	9	222,500	267,600	333,400	391,400	423,100
	10	227,000	274,800	341,700	402,000	432,300
	11	230,600	281,800	349,400	412,500	440,900
	12	234,300	287,800	356,900	420,800	449,200
	13	237,900	293,500	364,200	427,600	457,200
	14	241,700	299,200	371,000	434,300	463,600
	15	244,900	303,700	377,800	440,900	468,500
	16	248,100	308,200	384,100	445,200	472,500
	17	251,300	312,400	390,000	448,300	476,300
	18	254,400	315,400	392,900	451,600	480,000
	19	256,200	318,300	395,800	455,000	483,800
	20			398,300	458,300	487,400
	21			401,200	461,700	491,000
	22			403,900	465,100	494,600
	23			406,800	468,400	498,300
	24			409,600	471,700	
	25			412,500	475,200	
	26			415,600		
	27			418,500		
再任用職員		219,600	249,800	288,300	339,900	365,900

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第四（第三条関係）

## 教育職給料表

## イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務級の 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 310,100	円 403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
	9	200,300	253,600	395,900	476,600
	10	207,000	265,900	404,700	485,500
	11	214,100	278,500	413,500	495,400
	12	221,400	291,500	422,100	504,400
	13	229,600	305,100	430,200	512,800
	14	237,300	318,400	437,900	520,100
	15	245,200	331,000	445,300	524,500
	16	253,100	340,900	452,700	
	17	260,800	350,700	460,600	
	18	268,500	360,700	468,600	
	19	276,100	370,100	476,500	
	20	282,900	379,400	484,300	
	21	289,500	388,200	492,100	
	22	295,500	396,100	498,900	
	23	301,500	403,100	502,900	
	24	307,400	410,300		
	25	313,100	417,000		
	26	318,900	423,300		
	27	324,300	428,700		
	28	329,700	433,900		
	29	334,700	438,700		
	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900			
	35	350,900			
	36	352,700			
	37	354,400			
	38	356,100			
	39	358,300			
	40	360,300			
再任用職員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職 務 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	—	—	269,200	398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,800
	4	160,300	179,600	310,100	424,200
	5	168,200	190,500	323,500	432,400
	6	177,100	197,400	336,700	440,100
	7	187,100	204,300	346,700	447,700
	8	193,700	211,700	356,800	454,900
	9	200,200	219,600	367,100	461,700
	10	206,800	230,500	375,700	468,400
	11	213,500	242,000	384,100	475,300
	12	220,400	253,600	392,100	482,400
	13	227,700	265,900	399,800	488,800
	14	234,900	278,500	407,300	494,000
	15	241,900	291,500	414,700	497,900
	16	249,000	305,100	421,900	
	17	255,500	318,400	428,600	
	18	261,800	331,000	435,200	
	19	268,300	340,900	441,700	
	20	274,100	350,700	447,400	
	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300		
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		
	34		434,800		
	35		438,400		
36		440,800			
再任 用職 員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員 の区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	251,900	284,800	364,700
	2	202,200	264,800	299,600	379,700
	3	210,900	277,500	314,700	392,100
	4	219,800	291,100	329,500	404,200
	5	229,300	304,900	344,700	416,200
	6	238,700	318,600	359,500	427,900
	7	251,100	331,700	374,400	439,300
	8	263,400	345,100	385,300	450,800
	9	275,800	357,900	395,700	461,900
	10	287,100	367,700	405,200	473,100
	11	299,100	377,700	414,200	484,500
	12	310,900	387,200	422,800	495,600
	13	318,700	395,800	431,100	506,800
	14	325,600	404,100	438,700	517,900
	15	332,200	411,700	446,100	528,200
再任職 員以外 の職員	16	338,700	419,100	453,200	537,400
	17	345,100	426,200	459,300	546,400
	18	350,900	433,200	464,900	555,300
	19	356,600	439,000	470,400	564,200
	20	362,200	443,900	475,800	572,400
	21	367,600	448,300	481,100	578,700
	22	373,100	451,400	486,300	583,600
	23	377,700	454,500	491,400	588,200
	24	381,600	457,300	495,400	
	25	384,500	460,400	498,700	
	26	387,200	463,400	502,000	
	27	390,100	466,500		
	28	392,800	469,500		
	29	395,600			
	30	398,200			
	31	401,000			
	32	403,700			
	33	406,600			
	34	409,400			
再任 職員		287,200	303,200	335,300	416,400

備考 この表は、大学に勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五（第三条関係）

## 研究職給料表

職員の区分	職務級の 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 254,300	円 295,700	円 339,300
	2	134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
	3	138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
	4	143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
	5	149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
	6	157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
	7	165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
	8	174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
	9	183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
	10	190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
	11	197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
	12	205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
	13	213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
	14	220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
	15	229,000	304,700	395,000	436,800	513,000
	16	237,300	311,300	400,900	444,300	524,300
	17	243,600	317,900	406,000	451,700	535,900
	18	249,700	324,500	410,300	459,000	546,300
	19	255,700	330,900	414,700	465,400	554,000
	20	261,600	337,200	418,600	472,100	560,900
	21	267,000	343,400	422,500	477,100	566,800
	22	272,300	348,200	426,300	481,600	571,900
	23	277,400	352,300	430,100	485,400	575,900
	24	282,400	355,100	433,500		
	25	287,100	357,900	436,800		
	26	290,900	360,700			
	27	294,500	363,500			
	28	297,400	366,300			
	29	299,800	369,000			
	30	301,700				
	31	303,800				
	32	305,700				
再任職員		216,900	262,600	296,500	339,300	394,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第六（第三条関係）

## 医療職給料表

## イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職の 務級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員	1	円 —	円 294,900	円 345,900	円 424,300
	2	235,200	311,000	362,400	437,000
	3	245,100	327,200	379,000	449,000
	4	260,100	343,500	395,600	460,700
	5	276,000	359,800	408,000	472,000
	6	291,800	376,200	420,800	483,300
	7	306,700	392,800	433,200	493,900
	8	322,100	405,200	445,200	504,300
	9	336,700	416,600	456,600	514,300
	10	349,600	427,100	467,400	523,900
	11	362,200	436,600	478,200	533,600
	12	374,600	445,700	488,400	542,500
	13	383,700	454,600	498,100	551,000
	14	392,500	463,200	507,800	559,600
	15	399,700	471,900	516,100	567,900
	16	404,300	480,400	524,500	576,300
	17	408,800	486,300	532,900	584,000
	18	411,300	491,200	539,500	590,500
	19		495,300	545,900	595,700
	20		498,600	550,600	600,300
	21		502,100	555,200	
	22		505,600	559,800	
	23		509,000	563,800	
	24		512,400	567,900	
再任職員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300
	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400	
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000	
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600	
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700		
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100		
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500		
	24		294,800	353,300	376,900			
	25		296,600	355,600	379,200			
	26		298,300	357,600	381,700			
	27		300,200	359,700	384,300			
	28		301,900	361,800				
	29			364,000				
30			366,200					
再任 職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職 務 級 の 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
	2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
	3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
	4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
	5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
	6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
	7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
	8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
	9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
	10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
	11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
	12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
	13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
	14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
	15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
	16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
	17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
	18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
	19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
	20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
	21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
	22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
	23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900		
	24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400		
	25	283,100	335,800	377,400	397,700			
	26	287,200	339,700	380,700	400,900			
	27	290,700	343,000	383,700	403,800			
	28	293,800	345,900	386,500	406,200			
	29	296,200	348,600	389,300				
	30	298,300	350,700	392,000				
	31	300,100	352,700	394,300				
	32	302,000	354,600					
	33	303,900	356,500					
	34	305,800	358,600					
	35	307,700	360,700					
	36	309,600	362,900					
	37	311,400	365,200					
	38	313,500	367,400					
	39	315,400						
	40	317,400						
41	319,200							
再任 職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員  
で人事委員会規則で定めるものに適用する。



別表第七（第三条関係）

指定職給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	571,000
2	634,000
3	701,000
4	780,000
5	840,000
6	903,000
7	988,000
8	1,065,000
9	1,142,000

備考 この表は、大学の学長その他の職にある職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	408,000
2	482,000
3	560,000
4	651,000
5	760,000
6	868,000

第五条第二項の表を次のように改める。

(施行期日)

附則

第五条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

号 給	給 料 月 額
1	403,000 円
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

第四条第一項の表を次のように改める。

第三条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第六条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

号 給	給 料 月 額
1	336,000 円
2	375,000
3	405,000

1 この条例は、平成十七年十二月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の内替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年十二月青森県条例第七十一号)附則第五項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

5 平成十七年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)(の額は、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十九条第二項(同条第三項又は第二条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(及び第四項から第六項まで、第十九条の五第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(

及び第四項から第六項まで若しくは第二十一条第一項、第二項、第五項若しくは第七項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に

関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第四条第一項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあつては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十七年四月一日（同月二日から施行日までの間に新たに職員となつた者（同月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その新たに職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）（以下において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）、特地勤務手当（給与条例第十一条の三の規定による手当を含む。）及びへき地手当（給与条例第十一条の五の規定による手当を含む。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額に百分の〇・三六を乗じて得た額に、八（平成十七年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、八から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める数を減じた数）を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の〇・三六を乗じて得た額

6 平成十七年四月一日から施行日までの間において青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定

める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第八十二号

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の期末手当支給条例(昭和三十一年四月青森県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭